

ひとり親家庭のみなさんへ 高等職業訓練促進給付金等事業

生活の安定につながる資格を取得したい方！

専門学校等で修業する期間

生活の負担軽減を図ります

＜令和6年4月1日から＞

看護師・介護福祉士・保育士の資格取得を目指し養成機関で修業する場合、訓練促進給付金に特定訓練促進給付金を上乗せして支給します。



《問い合わせ先》

海老名市役所1階7番窓口（勝瀬175番地の1）

海老名市保健福祉部こども育成課

母子・父子自立支援員 月～金 9時～17時

☎046-235-4504

※海老名市公式LINEアカウントから相談の予約ができます。

「メニュー」→「予約イベント」→
「相談予約」→「ひとり親家庭相談」

 友達登録は
こちらから



令和6年10月

給付対象者

満 20 歳に満たない者を扶養しているひとり親家庭の親で、次の①～⑤の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
※児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合について、その後一年間に限り、引き続き対象者とする。
- ② 就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
- ③ 「就業と修業」又は「育児と修業」の両立が困難であること。
- ④ 過去に本事業の給付金を受給していないこと。
- ⑤ 雇用保険法に定める教育訓練支援給付金の支給を受けていないこと。

対象資格（訓練促進給付金・修了支援給付金）

看護師（※）	准看護師	理学療法士	作業療法士
介護福祉士（※）	歯科衛生士	美容師	社会福祉士
保育士（※）	調理師	キャリアコンサルタント	その他

※特定訓練促進給付金の対象資格は、看護師・介護福祉士・保育士です。

支給額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
課税世帯	7万500円（※）	2万5,000円
非課税世帯	10万円（※）	5万円

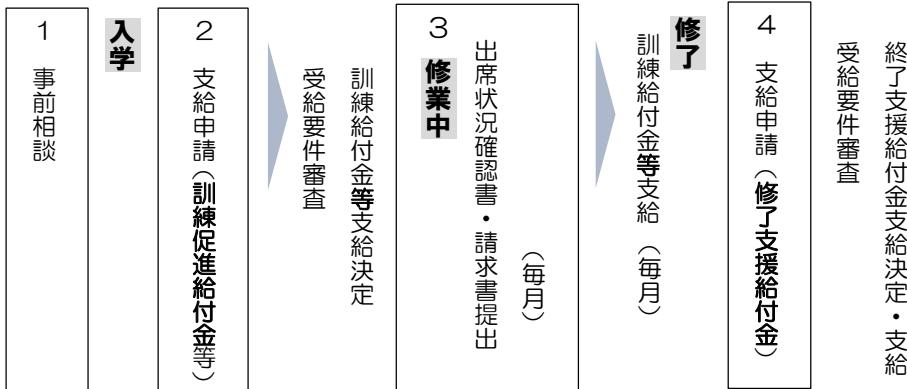
※修了までの最後の12か月については、訓練促進給付金の月額に4万円増額して支給します。

＜令和6年4月1日から＞

	特定訓練促進給付金（月額）
扶養児童が2人以下の世帯	3万円
扶養児童が3人以上の世帯	5万円

- ・訓練促進給付金（月額）に上乗せして支給します。
- ・支給期間中に扶養児童の人数が変わった場合、支給額を変更します。

手続きの流れ



1 事前相談

給付金の支給を受けるには事前相談が必要です。当該事業の支援を受けたい方は事前に必ず母子・父子自立支援員までご相談ください。

2 支給申請（訓練促進給付金・特定訓練促進給付金）

専門学校等の養成機関に入学後「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」とともに、下記①～⑨の書類を提出します。

児童扶養手当証書をお持ちでない方や、児童扶養手当証書をお持ちで8月～10月に申請する方は、他の書類の提出が必要な場合があります。

市で確認できる場合は、申請者の承諾により提出が省略できます。

- ① 申請者とその児童の戸籍謄本又は抄本（省略可）
- ② 世帯全員の住民票の写し（省略可）
- ③ 児童扶養手当証書の写し等（市で確認できる場合は省略可）
- ④ 市町村民税非課税世帯の方は非課税証明書（市で確認できる場合は省略可）
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 養成機関のカリキュラム・パンフレット等
- ⑦ 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講している場合は、「教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証」
- ⑧ 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ⑨ マイナンバーが確認できるもの ※同居親族のマイナンバーも必要です。

3 修業中

○出席状況確認書・請求書の提出（毎月）

- ・給付金を受給するため、請求書と出席状況確認書（養成機関に在籍していることを確認します）を毎月 10 日までに提出します。
- ・訓練促進給付金・特定訓練促進給付金は、月単位で支給します。
- ・その月で 1 日も養成機関に出席または受講しなかった場合、その月の給付金は支給しないものとします（夏期休暇等年間の教育課程に取り込まれているものを除く）。
- ・給付金は、支給申請のあった月から支給し、支給事由が消滅した月で終わります（上限 4 年）。

○取得単位証明書の提出（学年修了時）

学年が修了する時に、取得単位証明書を提出します。

○支給額変更申請（随時）

支給額に変更が生じる場合（受給者若しくは同居親族の市町村民税の課税状況が変わったときなど）は、支給額変更申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。

4 支給申請（修了支援給付金）

訓練修了後は、修了支援金を支給します。修了日から起算して 30 日以内に申請書とともに、下記①～⑦の書類を提出してください。

児童扶養手当証書をお持ちでない方や、児童扶養手当証書をお持ちで 8 月～10 月に申請する方は、他の書類の提出が必要な場合があります。

市で確認できる場合は、申請者の承諾により、提出が省略できます。

- ① 申請者とその児童の戸籍謄本又は抄本（省略可）
- ② 世帯全員の住民票の写し（省略可）
- ③ 児童扶養手当証書の写し等（市で確認できる場合は省略可）
- ④ 市町村民税非課税世帯の方は非課税証明書（市で確認できる場合は省略可）
- ⑤ 修了証明書の写し
- ⑥ 申請者名義の振込先口座を確認できるもの
- ⑦ マイナンバーが確認できるもの ※同居親族のマイナンバーも必要です。